

2019年度 日本マーチングバンド協会主催大会の実施要項について
以下、→ を変更いたします。

手具・器物・特殊効果関連

「手具」とは…

演奏演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「器物」とは…

楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演奏演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「特殊効果」とは…

フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

(1) 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

※規格：1m80cm × 1m20cm × 1m50cm以内の立体

- × (~~ただし、器物の上に構成メンバーが乗って演奏演技する場合は、~~
~~器物の高さを1m20cm以内とする。~~
- ○ (**ただし、規格内の大きさであっても、1m20cmを越える高さで演奏演技することは禁止する。**
- ①器物を重ねたり密着したりして並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
 ②フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。
- (2) 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を事前に大会審査委員長に提出すること。
 ①化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。
- ○ (**②サイレンを使用する場合は特殊効果申請書を提出すること。**
- ③乾電池以外の電源の使用は禁止する。
 ④火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。
- ○ (**⑤乗り物（自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等）、ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は不可。**
- (3) 正副指揮台は、大会本部が設置したものを設置した場所から移動することなく使用すること。
 大会本部が設置した指揮台では指揮以外の使用は不可とする。
 その他の場所での指揮台使用は、各団体での持ち込みを可とする。
- (4) 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。
- (5) スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。
- (6) 幼保の部は、事前に申請のあった場合のみ電源使用を許可する。但し、100V×15A以内の容量とする。